

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 概要

投票管理者又は投票立会人が、体調不良その他やむを得ない事由により、その職を交替した場合に支給する報酬額を明確にするため、条例を改正する必要がある。

このため、次のとおり、別表を改正するとともに、備考(1)～(3)を追加する。

2 改正点

【現行】

	期日前投票所を除く投票所の投票管理者又は同職務代理人	期日前投票所の投票管理者又は同職務代理人	期日前投票所を除く投票所の投票立会人	期日前投票所の投票立会人
国及び都が管理する選挙及び投票	選挙又は投票ごとに18,000円。 <u>ただし、7時間以内の場合は9,000円</u>	1日につき15,000円。 <u>ただし、6時間以内の場合は7,500円</u>	選挙又は投票ごとに15,000円。 <u>ただし、7時間以内の場合は7,500円</u>	1日につき12,000円。 <u>ただし、6時間以内の場合は6,000円</u>
区が管理する選挙及び投票	選挙又は投票ごとに18,000円。 <u>ただし、7時間以内の場合は9,000円</u>	1日につき15,000円。 <u>ただし、6時間以内の場合は7,500円</u>	選挙又は投票ごとに15,000円。 <u>ただし、7時間以内の場合は7,500円</u>	1日につき12,000円。 <u>ただし6時間以内の場合は6,000円</u>

【改正後】

	期日前投票所を除く投票所の投票管理者又は同職務代理人	期日前投票所の投票管理者又は同職務代理人	期日前投票所を除く投票所の投票立会人	期日前投票所の投票立会人
国及び都が管理する選挙及び投票	選挙又は投票ごとに18,000円	1日につき15,000円	選挙又は投票ごとに15,000円	1日につき12,000円
区が管理する選挙及び投票	選挙又は投票ごとに18,000円	1日につき15,000円	選挙又は投票ごとに15,000円	1日につき12,000円

備考

- (1) 職務代理人については、その職務を執行した場合に、当該職務の報酬額を支給する。
- (2) 投票管理者若しくは同職務代理人又は投票立会人が、投票時間の2分の1ずつ交替してその職務を行う場合の報酬額は、この表に掲げるそれぞれの報酬額の2分の1の額とする。
- (3) 投票管理者若しくは同職務代理人又は投票立会人が、体調不良その他やむを得ない事由により、それぞれの職務に従事した時間が投票時間の2分の1に満たない場合又は2分の1を超え投票時間に満たない場合の報酬額は、この表に掲げるそれぞれの報酬額を投票時間の時間数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。）に職務に従事した時間の時間数（その時間に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てた時間）を乗じて得た額（この表に掲げる投票管理者又は同職務代理人の職務の報酬額を上限とする。）とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3 施行予定日

公布の日

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第1号）新旧対照表

新								旧								
○選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例								○選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例								
昭和34年3月31日 条例第1号 <u>令和 年 月 日</u>								昭和34年3月31日 条例第1号								
第1条から第4条まで（略） 別表（第2条関係）								第1条から第4条まで（略） 別表（第2条関係）								
選挙長等 の別	選挙長 職務代 理者	開票又 は同職 務代理 者	期日前 投票所 を除く 投票所 の投票 管理者 又は同 職務代 理者	期日前 投票所 の投票 管理 者	選挙立 会人	開票立 会人	期日前 投票所 を除く 投票所 の投票 立会人	期日前 投票所 の投票 立会人	選挙立 会人	開票立 会人	期日前 投票所 を除く 投票所 の投票 管理 者	期日前 投票所 の投票 管理 者	選挙立 会人	開票立 会人	期日前 投票所 を除く 投票所 の投票 立会人	期日前 投票所 の投票 立会人
国及び 都が管 理する 選挙及 び投票		選挙又 は投票 ごとに 8,000 円	選挙又 は投票 ごとに 8,000 円	1日 につき 5,000 円		選挙又 は投票 ごとに 5,000 円	選挙又 は投票 ごとに 5,000 円	1日 につき 2,000 円		選挙又 は投票 ごとに 5,000 円	選挙又 は投票 ごとに 8,000 円	1日 につき 5,000 円		選挙又 は投票 ごとに 5,000 円	選挙又 は投票 ごとに 5,000 円	1日 につき 2,000 円
区が管 理する 選挙		選挙又 は投票 ごとに 8,000 円	選挙又 は投票 ごとに 8,000 円	1日 につき 5,000 円		選挙又 は投票 ごとに 5,000 円	選挙又 は投票 ごとに 5,000 円	1日 につき 2,000 円		選挙又 は投票 ごとに 5,000 円	選挙又 は投票 ごとに 8,000 円	1日 につき 5,000 円		選挙又 は投票 ごとに 5,000 円	選挙又 は投票 ごとに 5,000 円	1日 につき 2,000 円

新								旧							
挙 及 び 投 票											た だ 6 時				た だ 時 間
											し、 間 以				し、 以 内
											7 時 内 の				7 時 の 場
											間 以 場 合				間 以 合 は
											内 の は 7、				内 の 6、 00
											場 合 5 0 0				場 合 0 円
											は 9、 円				は 7、
											0 0 0 円				5 0 0 円

備考

(新設)

(1) 職務代理者については、その職務を執行した場合に、当該職務の報酬額を支給する。

(2) 投票管理者若しくは同職務代理者又は投票立会人が、投票時間の2分の1ずつ交替してその職務を行う場合の報酬額は、この表に掲げるそれぞれの報酬額の2分の1の額とする。

(3) 投票管理者若しくは同職務代理者又は投票立会人が、体調不良その他やむを得ない事由により、それぞれの職務に従事した時間が投票時間の2分の1に満たない場合又は2分の1を超え投票時間に満たない場合の報酬額は、この表に掲げるそれぞれの報酬額を投票時間の時間数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。）に職務に従事した時間の時間数（その時間に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てた時間）を乗じて得た額（この表に掲げる投票管理者又は同職務代理者の職務の報酬額を上限とする。）とする。

付 則（令和 年 月 日条例第

号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され又は

新	旧
<u>告示された選挙については、なお従前の例による。</u>	